

日本応用地質学会からのお知らせ

◆4月7日に発出された緊急事態宣言を受けての日本応用地質学会の対応

昨日、4月7日に安倍内閣総理大臣から今般の新型コロナウイルス感染症に対して緊急事態宣言が、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫および福岡の各都府県に発出されました。この宣言発出を受けまして、日本応用地質学会としては次の対応を行うことと致しましたので、お知らせ申し上げます。なお、今回の緊急事態措置が実施される期間は5月6日までの1ヶ月間ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法では、1年以内の延長が可能となっています。また、緊急事態措置が実施される区域も変更される可能性があります。期間が延長された場合、区域が変更された場合の対応につきましては、それぞれが決定された時点で改めてお知らせ申し上げます。

1. 4月8日から5月6日までの緊急事態措置が実施される期間は、学会事務局を閉鎖します。ただし、事務局の最低限の業務はテレワークにて遂行できるよう環境整備を行います。
2. 緊急事態宣言が発出された都府県に所在する本部、関西支部および九州支部においては、5月6日までの緊急事態措置が実施される期間は、すべての行事および会合を実施されないようお願い致します。この間の学会に関わる活動は、対面では行わずメールや電話にて行なって下さい。
3. 緊急事態宣言が発出されていない地域の支部におかれましては、5月6日までは密閉、密集、密接の条件下となる行事および会合を実施されないようお願い致します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年4月8日
一般社団法人日本応用地質学会
会長 脇坂安彦